

業 務 瓦 版

2020年 1月26日

第 37 号

J R 東海労新幹線地本
業 務 部

新幹線ダイヤ改正に伴う行路・交番に関する申し入れ!

2020年3月14日に実施される新幹線のダイヤ改正に伴う「乗務員の行路・交番」が1月10日開催した業務委員会において提示されました。内容について精査したところ、乗務員の特殊性における健康と安全を軽視した過酷な内容であることが明らかになりました。

地本は関係分会と検討し、今回の行路・交番作成にあたっての抜本的な見直しと、個別具体的な問題点の改善を求めて申し入れを行いました。

そして、この申し入れについての業務委員会は2月7日に開催し協議することが決まりました。

申し入れ内容は以下の通りです。

《 申し入れ内容 》

J R 東海労幹地申第12号

2020年 1月 21日

2020年3月14日新幹線ダイヤ改正に伴う行路・交番に関する申し入れ

2020年3月14日に実施される新幹線のダイヤ改正に伴い、1月10日に乗務員の行路・交番が提示された。平均到達時分の短縮により効率的に仕事を進めると説明されたが乗務員の特殊性における健康と安全を軽視した過酷な行路作成が行われていることが明らかになった。今回の行路・交番の内容を精査した結果、行路作成にあたっての抜本的な見直しと今回提案された行路の問題点について、以下のとおり申し入れるので早急に誠意ある回答をすること。

記

- I. 昨年12月25日から勤務指定表で、年休の発給と予備月の行路指定が行われるようになった。しかし、運転士、車掌の予備月は年休申し込み期間中は依然として休日指定が分からない状態となっている。加えて年間の予備月は8ヶ月に及んでいるため、年間のほとんどが生活設計が立てられない状況を強いら

れている。よって予備月の休日指定は前月の10日に発表すること。

II. 運転士と車掌の出勤と退出および出先における準備報告時間はどのように算出したのか、詳細を明らかにすること。また、準備報告時間を増やすこと。

III. 行路について、拘束時間を24時間以内とすること。IV. 出勤と退出時刻について

1. 日勤行路の退出時刻を遅くとも19時前とすること。2. 休日前の退出時刻は12時前、休日後の出勤時刻は、11時以降とすること。

V. 睡眠時間は、少なくとも労働外時間7時間を確保すること。

VI. 食事時間は、少なくとも労働外時間40分を確保すること。

VII. 運転士行路での折り返しAB回しは、少なくとも12分を確保すること。

VIII. 運転士の短区間巡回行路は、短回行路とすること。

IX. 東一輪の行路について

1. 乗務員は7時間労働である。

B1行路(拘束13時間5分、労働時間11時間24分)、

M1・T1行路(拘束13時間27分 労働時間11時間30分)。

これは健康と安全を無視した行路であるので見直すこと。

2. 運転士と車掌のクルー化が継続されるが、運転士だけ一丁半に入出庫が付いている。そのため運転士は長距離、長時間の運転を強いられており、睡眠時間の確保と体調管理が不十分である。よってB4行路・B10行路の一丁半行路の大一両入出庫をなくすこと。

3. 労働時間が短く食事が取れない行路がある。健康と体調管理のために労働外時間40分以上確保すること。以下の行路の労働外時間を見直すこと。

運転士の食事時間

B1行路 213A～728A 24分(昼食)

B3行路 3707A～3726A 16分(朝食)

B6行路 740A～744A 20分(夕食)

B8行路 514A～259A 29分(夕食)

B9行路 114A～113A 29分(夕食)

B11行路 1705A～便1616A 2分(朝食)

車掌の食事時間

M・T6行路 740A～744A 19分(夕食)

M・T8行路 514A～259A 28分(夕食)

M・T 9 行路	1 1 4 A～1 1 3 A	2 8 分 (夕食)
S 1 0 5 5 行路巡	2 4 A～巡5 3 A	7 分 (夕食)
S 1 0 5 6 行路巡	3 2 A～巡1 0 7 A	2 8 分 (夕食)

4. 東京車両所に入庫して出庫便乗がなく長時間待機があるB 1 0 0 3 行路・B 1 0 0 4 行路はタクシー便乗にすること。

X. 東二輪の行路について

1. 運転士と車掌のクルー化が継続されるが、運転士だけ一丁半に入出庫が付いている。そのため運転士は長距離、長時間の運転を強いられており、睡眠時間の確保と体調管理が不十分である。よってB 1 0 3 行路・B 1 0 5 行路・B 1 0 6 行路一丁半行路の大一両入出庫をなくすこと。

2. B 1 0 6 行路の「こだま」は、「ひかり」あるいは「のぞみ」とすること。

3. B 1 1 5 行路で東京から新横浜間の回送列車はなくすこと。

4. 労働時間が短く食事が取れない行路がある。健康と体調管理のために労働外時間40分以上確保すること。以下の行路の労働外時間を見直すこと。

運転士の食事時間

B 1 0 3 行路	2 3 2 A～2 5 5 A	2 6 分 (夕食)
B 1 0 7 行路	3 4 A～1 1 1 A	2 6 分 (夕食)
B 1 1 0 行路	7 4 4 A～7 4 8 A	2 1 分 (夕食)
B 1 1 5 行路	1 9 0 0 A～ 1 7 A	2 2 分 (朝食)

車掌の食事時間

M・T 1 0 3 行路	2 3 2 A～2 5 5 A	2 5 分 (夕食)
M・T 1 0 7 行路	3 4 A～1 1 1 A	2 5 分 (夕食)
M・T 1 1 0 行路	7 4 4 A～7 4 8 A	1 9 分 (夕食)

5. 東京車両所に入庫して出庫便乗がなく長時間待機があるB 1 0 9 行路・B 1 1 0 5 行路・B 1 1 0 7 行路・B 1 1 0 8 行路はタクシー便乗にすること。

XI. その他

車掌の新横浜巡回行路は、最大で連続2往復とすること。

以 上

*** 私たちJR東海労新幹線地本は、安全で安心して働きやすい労働条件善に向けて、今後も会社に申し入れを行い問題解決に向け協議及び職場環境の改していきます。**